

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年11月7日(月)午後1時28分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
3番	久乗清和
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

2番	山口吉広
4番	上田幸子

5. 会議録署名委員                    9 番 石 塚 義 博  
    1 2 番 芳 川 清 志

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 条許可)
議案第 2 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (納税猶予(入口))
議案第 3 号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の 確認について(納税猶予(出口))
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定に ついて(利用権設定)
議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定に ついて(農地中間管理権)
議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定に ついて(利用権転貸)
報告第 1 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出 について(5 条届出)
報告第 2 号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)

8. 会議の経過

(事務局長)

皆さまこんにちは。13時半まだなんですが、全員おそろいですので、これから、令和4年第11回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

なお、本日は山口委員と上田幸子委員から欠席届をいただいておりますので、ご報告をいたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

また、さる10月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

8番 内田裕夫職務代理者

10番 辻村委員

12番 芳川委員

16番 神原委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

それでは、議案書に基づきまして、議事のほうを進めてまいります。

本日の議案は、

- |       |  |    |
|-------|--|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について<br>(3条許可)             | 2件 |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について<br>(納税猶予(入口))       | 1件 |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況<br>の確認について(納税猶予(出口)) | 3件 |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定<br>について(利用権設定)       | 5件 |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定<br>について(農地中間管理権)     | 1件 |

(会長)

議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定 について (利用権転貸)	1 件
報告第 1 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届 出について (5 条届出)	1 件
報告第 2 号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)	2 件

以上でございます。それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名をいたします。9 番の石塚委員、12 番の芳川委員、どうぞお二人よろしく願いをいたします。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

まず、議案第 1 号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第 1 号受付番号 34 と 35 の案件について、現地の報告をさせていただきます。

該当地にきましては、特に問題ないと判断いたします。

(会長)

続きまして、議案第 1 号受付番号 34 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 1 号受付番号 34 について議案書 1 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。譲受人は、譲渡人の娘さんであり、一緒に農業をしているとお聞きしております。

また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書については、議案書 2 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 1 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号34について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号34を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号35について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号35について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの譲受人も、譲渡人の娘さんであり、一緒に農業をしているとお聞きしております。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号35、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号35を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口を議題といたします。

- (会長) それではまず、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。
- (●●委員) 議案第2号受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 続きまして、議案第2号受付番号5につきまして、事務局より説明を願います。
- (事務局) 議案第2号受付番号5について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。相続人は、被相続人が生前から一緒に農業をされていて、今後もご自身で耕作をされるとお聞きしております。  
また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書6ページをご覧ください。  
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページ、4ページ、5ページ、6ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第2号受付番号5につきまして、何かご意見ご質問ございませんか。  
  
よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。  
それでは採決に入ります。議案第2号受付番号5につきまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をします。  
  
続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予

(会長) の出口の部分ですね、を議題といたします。

それでは、議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員) 議案第3号受付番号12から受付番号14の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) それではまず、議案第3号受付番号12について、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号12について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号12につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。議案第3号受付番号12について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をします。

続きまして、議案第3号受付番号13の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第3号受付番号13について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 8 ページを  
ご覧下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 1 3、この案件につきまして、何かご意見  
ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 1 3 について、  
特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員  
さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに  
報告をいたします。

続きまして、議案第 3 号受付番号 1 4 に入ります。受付番号  
1 4 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 3 号受付番号 1 4 について議案書 9 ページ  
をご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 9 ページ  
と 1 0 ページをご覧下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 1 4、この案件について、何かご意見ご  
質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 1 4 について、  
特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員  
さんの挙手をお願いいたします。



(会長) 全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告いたします。

それでは続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それではまず、議案第4号について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員) 議案第4号受付番号78から82の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号79の●●●●●●●●については、草が生えていましたが、借り手が容易に除草できる程度であり、特に問題ないものと思われま

す。その他の該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号78について、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号78について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号78につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号78について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号79につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号79について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号79につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。議案第4号受付番号79について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号80に入ります。まず、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号80について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書15ペ

(事務局)

ージをご覧下さい。ご覧のとおり、借り手の経営面積はゼロとなっています。新規就農者という扱いになっているのですが、3年ほど前から、こちらの農地を耕作されており、今後耕作面積を増やしていきたいとの意向で、この度申請書を提出されました。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号80の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号80につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号81と受付番号82は、借手が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず、事務局から説明を願います。

(事務局)

まず、議案第4号受付番号81について議案書16ページ上段をご覧下さい。

次に、議案第4号受付番号82について議案書16ページ下段をご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書17ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号81と受付番号82、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号81と受付番号82について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、農地中間管理権と議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の転貸については、関連する内容ですので、まとめて審議をします。

それでは、議案第5号及び議案第6号の案件について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号3と議案第6号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第5号受付番号3と議案第6号受付番号3につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号3について議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件は、所有者から京都府農業会議に貸し付ける内容となっております。1筆のみ共有地となっておりますので、19ページに共有者の詳細を記載しております。

次に、議案第6号受付番号3について議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件は、京都府農業会議から借り手に又貸しされる内容となっております。

(事務局)

ます。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書21ページをご覧ください。所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページ、16ページ、17ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号3と議案第6号受付番号3、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号3及び議案第6号受付番号3について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第5号受付番号3と議案第6号受付番号3につきましては、可とすることに決定をいたします。

本日の審議につきましては、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

まず、報告第1号受付番号1、農地法第5条第1項第7号の規定による転用の届出について、5条の届出を事務局から報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号1について議案書22ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

本件については、令和4年9月21日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号1の報告が事務局からございましたが、何かご意見ご質問はありましたら、頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、続きまして、報告第2号に入ります。報告第2号農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約の受付番号2と受付番号3は関連する内容ですので、まとめて事務局から報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号2について議案書23ページをご覧ください。農地中間管理事業による使用貸借を解約するもので、こちらの案件は、借り手から京都府農業会議への貸し借りを解約する内容になります。

続きまして、報告第2号受付番号3について議案書24ページをご覧ください。こちらの案件は、京都府農業会議から所有者への貸し借りを解約する内容になります。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページをご覧ください。

本件については、令和4年10月5日付けで会長専決いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号2と受付番号3の2件の報告がございましたが、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございましたら、出していただけたらいいかなと思いますが、よろしいですが。

特にご意見もご質問もないようですので、本日本日予定をしております審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後1時53分 終了